



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

456 救急病院の認定	(医務課).....	1
457 保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	1
458 土地収用法に基づく事業の認定	(用地対策課).....	2
459 道路の区域変更	(道路保全課).....	4
460 道路の供用開始	().....	4
*461 パーキング・チケット発給手数料の徴収事務の委託	(警察本部).....	5

○ 選挙管理委員会告示

*57 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	5
---	-------	---

○ 正誤

平成23年4月12日付け和歌山県報第2248号和歌山県告示第392号中	5
平成23年4月12日付け和歌山県報第2248号和歌山県告示第393号中	5

告 示

和歌山県告示第456号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人博寿会 山本病院
- 2 所在地 橋本市東家六丁目7番26号
- 3 有効期限 平成26年3月31日

和歌山県告示第457号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町田野井字鹿之瀬1258の1、1258の2、ロケ谷字舟木苔ケ938の1・939の1・940の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第458号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成23年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 和歌山市
- 2 事業の種類 和歌山市工業用水道浄水場施設整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 和歌山県和歌山市六十谷字芦原、字地藏堂及び字柳原地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、和歌山県和歌山市六十谷字芦原、字地藏堂、字柳原、字西加納田、字南加納田及び字北加納田地内の面積57,386㎡の区域を全体計画とする「和歌山市工業用水道浄水場施設整備事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項の工業用水道事業に関する事業であり、法第3条第18号に掲げる工業用水道事業法による工業用水道事業に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

和歌山市は、工業用水道事業法第3条第1項の規定に基づき通商産業大臣に事業の届出を行っており、同法第2条第5項の工業用水道事業者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

和歌山市工業用水道事業は、一級河川紀の川の表流水を水源とし、松島浄水場、六十谷第1浄水場、六十谷第2浄水場の3箇所浄水場と、島橋工水中継ポンプ所、栗工水中継ポンプ所や管路網により、3水系（河東地区、河西地区、西浜地区）へ一日最大415,000㎡の給水が可能な体制を築き事業を運営している。

和歌山市工業用水道の給水先は、鉄鋼金属工場、化学工場の他、地場産業である繊維工場及び皮革工場等であり、これら企業は、和歌山県及び和歌山市の経済、産業を支える主要な企業である。和歌山市工業用水道はこれら企業へ良質で安定した工業用水を供給する重要な役割を担っている。

しかしながら、給水能力の24%に相当する松島浄水場及び六十谷第1浄水場の各施設は、供用期間が地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）に定める耐用年数を超過しており、老朽化が著しく進んでいる。近年では想定外の突発的な故障による緊急修繕が増加しており、過去10年間に修繕をおこなった150件のうち半数以上の81件が緊急修繕となっている。このような、老朽化による突発的な故障については、施設を停止し修繕を行う場合もあることから、工業用水の給水制限や断水の恐れがある。このように、松島浄水場及び六十谷第1浄水場の各施設は、工業用水の安定

給水を維持することが困難となっている。

また、和歌山市工業用水は紀の川の表流水により原水を確保しているが、紀の川では毎年のように渇水が発生することから、利水関係者の協議により取水制限等を行っている。そのため、工業用水の給水量が減少し、給水先の工場が操業停止になる等和歌山市の産業に著しい影響を及ぼしている。

このような度重なる紀の川の渇水被害に対応するため、紀の川を管理する国土交通省は、治水及び利水等を目的とした紀の川大堰を新たに建設し、利水の安定化を図ることとしているが、紀の川大堰を含む河川計画の変更により河川の最低水位が松島浄水場及び六十谷第1浄水場の取水口の設置位置よりも低くなる。そのため、原水の取水に支障をきたすこととなり、各浄水場の取水口を改築する必要が生じている。

本件事業の完成により施設が更新され、安定した取水が可能となることから、老朽化による施設の突発的な故障や、渇水による取水制限が回避され、給水の安定化に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び和歌山県環境影響評価条例（平成12年条例第10号）に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が周辺の環境に及ぼす影響については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第15条第3項の規定に基づき生活環境影響調査が実施されており、騒音、振動及び大気質については、環境基準を満足するものと評価できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

文献調査等によると、本件区域内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられず、また、和歌山県の地域性、特殊性を明確化して貴重な野生生物等選定委員会が選定した「保全上重要なわかやまの自然-和歌山県レッドデータブック」（平成13年）における絶滅危惧種及び準絶滅危惧種についても見受けられない。

また、本件区域内の土地の一部は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地となっているが、起業者は順次発掘調査を行っており、和歌山県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、老朽化施設の更新及び取水口の改築を行い、給水の安定化を図ることを目的として、工業用水道施設の技術的基準を定める省令（昭和33年通商産業省令第119号）に基づき浄水場及び取水施設を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、工業用水道施設の技術的基準を定める省令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地は、申請案の他2案が検討されている。なお、起業地の選定は、事業実施期間中の給水能力を維持するため、既存の施設を運用する必要があることを考慮し決定されている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は用地取得必要面積が3案中最も少なく、土地利用に与える影響を最小限に抑えていること、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的、経済的に最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたように、老朽化による施設の突発的な故障や、渇水による取水制限が繰り返し発生していることから、できるだけ早期に給水の安定化を図る必要があると認められる。

また、本件事業については学識者及び需要家からなる和歌山市工業用水道改築事業政策評価委員会において老朽化施設の更新が喫緊の課題とし意見具申されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20号各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

和歌山市役所企画建設課

和歌山県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町四郷字西ノ谷3番1地先から同町円明寺字シヨンダ240番3地先まで	旧	3.71 } 19.62	1,466.18	
同上	新	3.71 } 19.62	1,466.18	
同上	新	7.30 } 54.92	1,619.55	

和歌山県告示第460号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月26日

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 海草郡紀美野町四郷字西ノ谷3番1地先から同町円明寺字シヨンダ240番3地先まで

供用開始の期日 平成23年4月26日

和歌山県告示第461号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、パーキング・チケット発給手数料の徴収事務を平成23年4月1日に近畿ビルサービス株式会社に対し委託した。

平成22年和歌山県告示第503号（パーキング・チケット発給手数料の徴収事務の委託）は、平成23年3月31日限り廃止する。

平成23年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

選挙管理委員会告示**和歌山県選挙管理委員会告示第57号**

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年4月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

表中 「新宮市春日6760番地の2」を「新宮市春日6760番地の2」に改める。

「新宮地域職業訓練センター」を「新宮市職業訓練センター」に改める。

正 誤**正 誤**

平成23年4月12日付け和歌山県報第2248号和歌山県告示第392号中

ページ	行目	誤	正
2	下から8	(平成23年3月14日退任)	(平成23年3月14日就任)

正 誤

平成23年4月12日付け和歌山県報第2248号和歌山県告示第393号中

ページ	行目	誤	正
3	上から4	(平成23年3月19日退任)	(平成23年3月19日就任)